

検討テーマ各項目

【グリーンイノベーション ①-a】

規制改革事項	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し ー小水力発電の導入円滑化（河川水の取水許可の柔軟化等）
規制の概要	<p>発電目的での水利利用の場合、発電出力や取水量を問わず全てが「特定水利利用」に該当する（河川法施行令第2条）ことによって、許可権者が上位者になる。</p> <p>また、旧河川法が施行された時点において既に河川から取水を行っており、改めて河川法に基づく取水の許可申請行為を要することなく許可を受けたものとみなされている、いわゆる慣行水利権を有していても、当該取水範囲内に従属する発電計画を行うにあたっては許可水利権に切り替えるよう指導がなされている。</p>
賛成の意見	<p>小水力発電の設置運営にあたって、河川法に基づく水利権に係る許認可・更新手続きは審査フローが複雑、かつ提出書類も膨大であるため、事業者にとって多大な労力が必要となっており、小水力発電設備の円滑な導入が妨げられている。</p> <p>貴重な水資源を有効活用し、小水力発電の円滑な普及促進に資するためにも、以下の改革を行うべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一定規模以下の小水力発電目的での水利利用については、特定水利利用の対象外とする。現在は、例えば、一級河川の指定区間から取水する農業用水の処分権者が都道府県知事であった場合においても、これに従属した発電目的の水利利用の処分権者は国土交通大臣となってしまうため、それだから許認可を得る必要が生じてしまう。 ・ 既に農業用水や上水などの水利用が許可されている場合、当該取水範囲内での従属利用による発電計画は届出で足るものとする。 ・ 同様に、慣行水利権から許可水利権に切り替えることなく発電の水利利用を可能とする。
慎重な意見	平成21年6月の規制改革要望により、国土交通省で水利使用許可申請のガイドブックを平成21年度末目途に作成・公表し、審査の迅速化に努めるとしている。

【グリーンイノベーション ① - b】

規制改革事項	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し －風力発電の導入促進に係る建築基準法の基準の見直し
規制の概要	<p>高さ 60m 以上の風車（約 300kw 以上が該当、2,000kw 風車の頂部は約 120m）は、建築基準法第 20 条において超高層建築物の基準により、厳密な構造計算により大臣認定を受ける必要がある材料についても、JIS 材料であること又は材料認定を取得する必要がある（第 37 条）。（「煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、廣告塔又は高架水槽等及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの構造計算の基準を定める件」平成 19 年国土交通省告示第 620 号）。</p> <p>但し、電気事業者が設置する架空送電線については、建築基準法の適用除外とされている（建築基準法施行令第 138 条第 1 項第 2 号）。</p>
賛成の意見	<p>超高層ビルと同等の厳しい規制により、評定や大臣認定に膨大な時間を要しており、建設コストの増大を招いている。国際規格に適合した製品であっても、日本独自の国内規格への適合のための再評価が求められる。</p> <p>風力発電の導入を促進するためにも、送電線鉄塔同様、風車についても国際標準化機関（I E C）の規格に基づく設計及び、国内に第三者認証機関を整備し、審査体制を確立することを前提に、電気事業法に係る審査との一元化を図るべきである。</p>
慎重な意見	風車は倒壊の危険があるため、耐震規制等を厳しく設定しておく必要があるのではないか。

【グリーンイノベーション ① - c】

規制改革事項	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し －大規模太陽光発電設備に係る建築基準確認申請の不要化
規制の概要	建築物を建築する際には、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない（建築基準法第6条）。
賛成の意見	大規模な太陽光発電設備を地上に設置する際、一般的に太陽電池アレイを柱のみで支える構造となり、建築確認申請が不要となる事例がある一方、太陽電池アレイの水平投影面積部分が屋内的用途と解釈されて建築物とみなされ、確認申請が必要となる事例もある。各地の建築主事の判断が統一されていないため、大規模太陽光発電設備の設置の大きな阻害要因となっている。建築確認申請を不要とし、その旨を建築主事及び指定確認検査機関に周知徹底すべきである。
慎重な意見	

【グリーンイノベーション ①-d】

規制改革事項	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し －自然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の設置許可の早期化・柔軟化等
規制の概要	<p>○地熱開発に関する規制として、以下の規制が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない（温泉法第3条）。当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき、等以外は許可しなければならない（第4条）。 ・ 「公園内における地熱発電の開発は当面6地点とし、当分の間、新規の調査工事及び開発を推進しないものとする」（昭和47年環自企第232号・47公局第240号 環境庁自然保護・通商産業省公益事業局長通知） ・ 「公園内での工業技術院が行う全国地熱基礎調査等については地表調査に限定して認める」（昭和49年自然保護局企画調整課長通知） ・ 「大霧発電所の電調審付議に当って普通地域内の地熱発電については個別に検討し、事業者と調整すべし」（平成6年環自計第24号・環自国第81号 環境庁自然保護局計画・国立公園課長通知） <p>○ 風力発電設置に関する規制として、以下の規制が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然公園法施行規則第11条、及び「国立・国定公園における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」（平成16年2月環境省自然環境局）において、展望や眺望に関する審査基準が示されている。 ・ 森林の開発許可が不要の「公益性の高い事業」として、一般電気事業が対象となっており、一般電気事業者が風力発電施設を設置する際に許可は不要であるにも関わらず、風力発電事業者による設置には許可が必要である（森林法施行規則第2条第3項）。
賛成の意見	<ul style="list-style-type: none"> ● 地熱発電の有望地の大半は自然公園内に存在するが、風景や自然環境に対する影響の程度を個別に検討し、開発の適否を判断するとされている普通地域内の地熱発電や地表部に影響を及ぼさないで地熱資源を利用する発電について、具体的な許可基準が定められていないために、開発を行うことができない。自然公園外から斜めに掘削するコントロール掘削を認め、自然公園の地下の開発を柔軟に認めるとともに、特別地域や普通地域において一定の自然環境への配慮を行うことで開発を許可すべき。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 温泉地域における地熱発電の開発のための掘削において都道府県知事の許可を受ける際に、温泉事業者からの同意書を得るよう指導している都道府県があり、また、許可しない要件である「温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき」の判断基準がないために、科学的根拠に基づく許可がなされていない。温泉事業者との同意書を許可条件とせず、温泉源と地熱発電の熱源が地層的に分離されているという説明を以て、温泉法に基づく許可を与えるべき。 ● 自然公園における風力発電の設置にあたっては、風景や景観の判断基準が不明確・不統一であり、許可権者の個々の判断となるために、協議に長時間を要し、結果的に立地が制限されている。景観に関する評価基準を明確化し、全国統一基準とすべき。 ● 森林における風力発電の設置にあたっては、一般電気事業者が風力発電施設を設置する際と同様に、風力発電事業者による設置の場合にも、許可を不要とすべきである。
慎重な意見	<ul style="list-style-type: none"> ● 地熱開発は自然公園の環境保全や温泉源に影響を及ぼすのではないか。 ● 風車は、自然公園の景観に影響を及ぼすとともに、騒音などの問題が生じるのではないか。

【グリーンイノベーション ①-e】

規制改革事項	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し －小規模分散型発電設備に係る規制（保安規程の作成義務、電気主任技術者の設置義務等）の緩和
規制の概要	電気事業法においては、一定規模以上の電気工作物に保安規程の作成、電気主任技術者の設置等を義務化している。
賛成の意見	CO ₂ 排出量25%削減の目標達成には、再生可能エネルギーの拡大に向け、小規模分散型発電設備の設置促進が不可欠となることから、電気主任技術者の設置等の負担を軽減するよう、技術の進展等も踏まえ、基準を緩和する。 特に、太陽光発電については、昨年11月より買取制度がスタートしており、今後、学校・工場・商業施設等からの買取を拡大させる観点から、電気主任技術者の設置等が義務化されている事業用電気工作物の対象基準（現行：20kW以上）を引き上げる。
慎重な意見	発電設備別に十分な安全性の検証が必要ではないか。

【グリーンイノベーション ①-f】

規制改革事項	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し －風力発電設置に関する合理的な環境アセスの実施
規制の概要	平成21年度国会において、環境影響評価法（平成9年法律第81号）改正案が審議されることとなっている。今回の改正において、風力発電設備を政令改正によって新たに環境影響評価の対象にすることが予定されている。
賛成の意見	風力発電の推進を阻害しない合理的な環境アセスを実施するために、環境影響評価の評価項目・評価基準について、簡素で合理的なものにすべきである。
慎重な意見	風車は、景観や低周波等による健康への影響、騒音などの問題が生じるのではないか。

【グリーンイノベーション ②】

規制改革事項	燃料電池自動車・水素ステーション設置に係る規制緩和
規制の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水素ステーションの設置にあたっては、水素充填機から公道まで 6 m 以上の保安距離を有する必要がある（一般高圧ガス保安規則第 7 条の 3）。 ・ ガソリン給油機のホース機器周辺に 10 × 6 m 以上の給油空地を確保する必要がある（危険物の規制に関する政令第 17 条）。 ・ 水素貯蔵量（圧縮ガスに該当）は、用途規制により、原則、準工業地域：3500 m³、商業地域：700 m³、準住居地域 50 m³ と上限が定められている（建築基準法施行令第 116 条、130 条の 9）。
賛成の意見	<p>燃料電池自動車へ水素を供給する水素ステーションは、環境負荷の低減や新たな産業・雇用創出、国際競争力強化等の効果が期待される燃料電池自動車の普及の鍵となるが、様々な規制が設置拡大と供給能力の拡大を阻害している。新たな事業法の設置等、2015 年の一般ユーザーへの普及開始を目指した法整備を行うべきである。</p> <p>まずは、以下のような規制の見直しを行うべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保安距離確保のための大きな用地が必要となっており、水素充填機から公道までの距離をガソリンスタンド並みの 4 m へと緩和するとともに、ガソリン給油機と水素充填機の並列設置を認めることで設置コストの削減を図るべきである。 ● 商業地域では燃料電池自動車 15 台分しか水素を貯蔵できなかったため、実用化を妨げる要因となっている。商業地域における貯蔵量上限を準工業地域並に引き上げるべきである。
慎重な意見	

【グリーンイノベーション ③-a】

規制改革事項	スマートメータ（※）の普及促進に向けた制度環境整備 —電力搬送線を利用した屋外通信（P L C通信）の緩和 ※ユーザーの電力利用量をネットワーク経由で、リアルタイムに把握したり、消費電力を制御する等の機能を備えた電力メーター。
規制の概要	P L Cは光ファイバー・A D S L等の普及が困難な地域でも、電力が供給されていれば低成本で通信網を構築できるが、現状においては、電波無線利用（アマチュア無線等）への漏洩電波の影響から、電波法で屋内利用に限定されている。
賛成の意見	スマートグリッドを早期に国内全域に構築するためには、高速通信網の整備が不可欠である。P L Cは導入費用が低くなるため、当該手段のひとつとして有力視されており、海外（欧米韓）においては、屋外利用が認められている。 我が国が世界的に競争力を有するスマートグリッドを実現していくためには、海外でも認められているP L Cの屋外利用を可能とすべきである。
慎重な意見	電波無線利用（アマチュア無線等）への漏洩電波の影響にかかる検証が必要ではないか。

【グリーンイノベーション ③-b】

規制改革事項	スマートメータ（※）の普及促進に向けた制度環境整備 —電力メーター選定等に係る需要家の選択肢拡大に向けた課題への対応 ※ユーザーの電力利用量をネットワーク経由で、リアルタイムに把握したり、消費電力を制御する等の機能を備えた電力メーター。
規制の概要	電力会社の供給約款においては、電力メーターの選定・所有・管理を自社で行う旨を定めている。(なお、供給約款については、電気事業法に基づき経済産業大臣が認可)
賛成の意見	スマートグリッドを早期に国内全域に構築するためには、インフラとなるスマートメータの各家庭への円滑な普及促進が課題である。 したがって、需要家の電力使用量などのデータ利用の在り方及び電力メーターの選定・所有・管理の在り方などについて検討し、スマートメータの普及、需要家の選択肢拡大に向けた制度環境を整備すべきである。
慎重な意見	

【グリーンイノベーション ④】

規制改革事項	住宅・建築物に係る省エネ基準の見直し（現行の平成11年基準の強化）
規制の概要	<p>省エネ基準として、断熱性や気密性に関する建築主等の判断基準が示されている（最新の基準が平成11年に改正告示され、その後一部改正されているが、水準は変更なし）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成11年通商産業省・建設省告示第1号） ・ 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成11年通商産業省・建設省告示第2号） ・ 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針（平成11年建設省告示第998号）
賛成の意見	<p>現行の省エネ基準の達成率は新築建築物：85%、新築住宅：66%に到達している一方で、住宅・建築物が中心を占める民生部門の最終エネルギー消費は過去30年で3倍増となっており、新たな基準の策定により更なる省エネ・CO₂削減を図るべきである。また、現在は第一種特定建築物を除き、省エネ措置が著しく不十分であっても勧告で留まっており、実行力を高めるための仕組みの創設が求められる。</p>
慎重な意見	基準の強化によって、販売価格が上昇するのではないか。

【グリーンイノベーション ⑤-a】

規制改革事項	国産木材の利用促進 —「集成材の日本農林規格」にかかる性能規定の併用導入
規制の概要	JAS(日本農林規格)は、集成材にかかる木材の厚さ等を細かな仕様規定により定めていることから、小径木材の活用や間伐材の有効活用のための加工・利用技術の開発が進展しない。
賛成の意見	<p>本件については、「規制改革集中受付月間」(平成 21 年6月)の要望として、農林水産省において検討を行うとされているが、国産材の利用促進を図る観点から、次期見直しの平成 24 年度を待たず、早期に安全性等を検証のうえ、性能規定の併用導入を図るべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ラミナの厚さ 厚さ(5cm)、最大と最小のラミナの厚みの比率(2/3) ② 2次接着の仕上げ等 同一条件で製造された集成材どうしの接着仕上げ ③ 幅方向に接合したラミナの品質等 幅はぎ未評価ラミナ※の範囲(現在は大断面集成材に限定) ※幅方向に接着剤を使用せずに合わせたラミナ等のこと。
慎重な意見	安全性の検証を行ったうえで、性能規定の併用導入を図るべきである。

【グリーンイノベーション ⑤-b】

規制改革事項	国産木材の利用促進 －大規模木造建築物に関する構造規制の緩和
規制の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 延べ面積3,000m²を超える木造の建築物は耐火構造としなければならない（建築基準法第21条）。 ・ 3階以上の学校等を建築する場合は、耐火構造としなければならない（建築基準法第27条）。 ・ 高齢者福祉施設、乳幼児施設（幼稚園・保育園）における、高齢者の日常生活に充てられる場所及び乳幼児室を2階以上に設置する場合は、耐火構造としなければならない（幼稚園設置基準第8条、児童福祉施設最低基準第32条、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第11条、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第124条）。
賛成の意見	<p>大規模木造建築物の建築による地域材の需要が期待される中、高さ・面積による規制が大規模施設における木造建築を阻害している。特に学校においては、オープンスクールなど複合化・立体化した校舎が求められているにも関わらず、準耐火構造による木造建築が、延べ面積3,000m²以下・2階建を限度としているため、建築を断念せざるを得ない状況が生じている。</p> <p>ヨーロッパ並に耐火時間性能による基準を設け、耐火性能を確保することを前提に、高さ・面積による数値規定を撤廃すべきである。</p> <p>さらに、2階建の病院は準耐火構造による木造建築が認められているものの、乳幼児施設や高齢者施設の建設は認められておらず、2階建での建築を認めるべきである。</p>
慎重な意見	耐火設計法や木質ハイブリッド構造を利用した建築が可能であり、規制を緩和することで安全性が損なわれるのではないか。